

2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡[†]

佐藤 康 仁[‡]

目 次

1. はじめに
 - 1.1 本研究の目的と背景
 - 1.2 先行研究の整理
 - 1.3 本稿の構成
2. 世代会計の基本的な考え方と推計の仮定（前提）、データ
 - 2.1 世代会計の基本的な考え方
 - 2.2 具体的な推計の仮定（前提）
 - 2.3 推計の具体的な方法とデータ（資料）
 - 2.4 先行研究との比較
3. 世代会計の推計結果：2005年と2010年の世代会計の比較
 - 3.1 2005年と2010年の世代会計の比較
 - 3.2 世代間不均衡増大の要因
 - 3.2.1 推計の基準年時点における政府債務残高
 - 3.2.2 推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）
 - 3.2.3 将来の人口動態に関する仮定（将来推計）
 - 3.2.4 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準
4. おわりに
 - 4.1 本研究のまとめ
 - 4.2 留意点

[†] 本稿は日本財政学会第69回大会（2012年10月28日、淡路夢舞台国際会議場）における報告論文「2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡—2010年基準世代会計の基本推計結果—」を大幅に加筆・修正したものである。報告にあたり予定討論者の吉田浩先生（東北大学）をはじめフロアの先生方から貴重なコメントを頂戴することができた。ここに記して感謝の意を表する。なお、言うまでもないが、本稿中におけるあらゆる誤謬は筆者のみの責任である。

[‡] 連絡先：〒980-8511 仙台市青葉区土樋1-3-1 東北学院大学経済学部
Tel/Fax：022-721-3285（dial-in）
E-mail：yasuhito@tscc.tohoku-gakuin.ac.jp

1. はじめに

1.1 本研究の目的と背景

本研究の目的は、2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、その推計結果を2005年の世代会計と比較することによって、この間における日本の世代間不均衡の動向とその原因について考察することである。

世代会計はAuerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991) によって提唱されて以降、世代間の負担と受益の不均衡を定量的に評価することができる有用なツールとして一定の評価を得ている。たとえば、オランダ、ノルウェーなどいくつかの国では財政運営のための材料とすべく政府が世代会計の推計が行われており、またイギリス、アメリカでも一時的にはあるが政府（機関）が世代会計の推計を行ったことがあるという（Anderson and Sheppard：2009, p.28:Table 6）。

日本でもこれまで経済企画庁（1995）をはじめとして内閣府（2001, 2003, 2005）などで推計が行われている。また、最近では2011年に内閣府の「経済社会構造に関する有識者会議」において、世代間公平の観点を中心にまとめられた財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」の中間報告で「世代会計による可視化を活用しつつ、世代間公平に関する国民的な合意が形成されることが望ましい」（p.3）として世代会計の重要性が指摘され、同中間報告において「世代会計を用いた世代間格差の状況についての試算、主要な政策が現在世代と将来世代に属する各世代の受益と負担に及ぼす影響についての試算を、政府が毎年度定期的に示すことが望ましい」（p.3）との方向性が示されたことを受けて「制度・規範ワーキング・グループ」の下に「世代会計専門チーム」が設置され、世代会計の手法面について専門的見地から検討が行われた¹⁾。

このように世代会計は世代間の負担と受益の不均衡を定量的に評価することができる有用なツールとして一定の評価を得ていると考えられるが、これまで行われた世代会計に関する先行研究のほとんどは、ある一時点における世代間不均衡の大きさを定量的に評価したものであり、世代間不均衡について異時点間での比較を行った研究はこれまでほとんどないと思われる²⁾。

本研究では、Kotlikoffらによる標準的な手法にもとづく世代会計を用いて、最初に2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、2010年時点の日本の世代間不均衡の大きさを明らかにするとともに、この推計結果を2005年を基準年とする世代会計の推計結果と比較することを通じて、日本の世代間不均衡が2005年と比べて大きく増大していることを明らかとする。そして世代間不均衡の増大をもたらした要因について考察を行う。

1) 筆者自身も世代会計専門チームのメンバーの一人として参加している。世代会計専門チームの会合は2011年12月以降、7回にわたり開催された。

2) ほとんど唯一ともいえる例外が宮里（2010）である。宮里（2010）は世代会計の手法を用いて1990年代の世代間再分配政策について時系列的に分析を行っている。

1.2 先行研究の整理

日本における世代会計に関する代表的な先行研究としては吉田(1995, 2006), 麻生・吉田(1996), 日高ほか(1996), 宮里(1998), 鈴木(1999), Takayama, Kitamura and Yoshida(1999), 内閣府(2001), 佐藤(2008, 2013), 増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)などがあげられる。

日本の世代会計研究における先駆的研究が吉田(1995), 麻生・吉田(1996)である。吉田(1995), 麻生・吉田(1996)は個人単位ではなく世帯単位の推計となっており, また個人の受益に政府消費, 政府投資を含んでいるなど, Kotlikoffらによる世代会計の手法とは異なる推計方法ではあるが, 日本における世代会計研究の先駆的研究であり, その後の『経済白書』(経済企画庁, 1995)における世代会計の基礎となったものである。吉田(1995), 麻生・吉田(1996)は現行制度が今後も維持されたとすると将来世代は最後の現在世代(推計基準年における20歳代世代)に比べて一世帯あたり2,000万円を越える追加負担を負う(現在世代と将来世代との間の世代間不均衡は54.2%)ということを示した。

また宮里(1998)は麻生・吉田(1996)と同様に世帯単位の世代会計を用いた研究であるが, 将来世代の生涯負担を10年ごとに経済に参加する世代を区別して推計を行った研究である。加えて, 宮里(1998)では遺産動機も考慮に入れることで基準ケースでは将来世代の追加負担の59%以上が遺産によって相殺されるという推計結果を得ている。

これに対してTakayama, Kitamura and Yoshida(1999)はKotlikoffらによる国際比較研究プロジェクト(Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz: 1999)の一環として行われた研究であり, 国際比較可能な形で行われた推計であるという点に特徴がある。推計の基準年は1995年であり, 教育関連の支出について, 政府消費として取り扱うケース(ケースA)と移転支出として取り扱うケース(ケースB)の2通りで推計がされている。日本の世代間不均衡は教育関連支出を政府消費として取り扱ったケースで169.3%, 教育関連支出を移転支出として取り扱ったケースで337.8%と非常に大きく, 日本は17カ国中, 最大の世代間不均衡を抱えた国であるということが明らかとされた。また, このTakayama, Kitamura and Yoshida(1999)の研究を踏襲し, 基準年を2000年としてあらためて推計を行った吉田(2006)では, 世代間不均衡は教育関連支出を政府消費として取り扱ったケースで591.7%, 教育関連支出を移転支出として取り扱ったケースで1709.1%と, 1995年推計の値と比較すると金額ベースにおいても世代間不均衡比率においても, ともに大きく増大し, この間に世代間不均衡がより拡大したことが明らかとされている。

近年における注目すべき研究のひとつとしては増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)がある。増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)は将来の経済成長率や金利水準の推移について明示的な想定を置いて世代会計の推計を行った研究である。また, 増島・島澤・村上(2009), 増島・田中(2010)らの世代会計は, これまで内閣府が行ってきた世代会計(内閣府: 2001, 2003, 2005)と同様に推計基準年よりも以前の(過去分の)負担と受益についても含めていることに加え, 各世代の生涯所得も推計することを通じて生涯純負担率を推計し, 評価してい

る点に特徴をもつ。増島・島澤・村上（2009）、増島・田中（2010）らの研究によれば、現在世代（ゼロ歳世代）と将来世代の間に生涯所得の3割強程度の不均衡が生じていることが明らかとされている。

以上の先行研究は推計にあたっての仮定や基準年、使用したデータなどが異なっているが、いずれもある一時点における世代間不均衡の大きさを取り扱ったものであるという点では共通している。

これに対して、宮里（2010）は世代会計の手法を用いて1990年代の世代間再分配政策について時系列的に分析を行ったという点に特徴をもつ研究である。宮里（2010）は1990年から98年の毎年の各世代別の負担額、受益額を推計し、その推移をみることによって、この間の世代間再分配政策について分析を行っている。そして90年代の政策は現在世代の負担を軽くする一方で、一貫して将来世代に負担を先送りする政策であったということが明らかとされている。

1.3 本稿の構成

本稿の構成は以下の通りである。次の2節では世代会計の基本的な考え方と本研究における推計の仮定（前提）、使用するデータについて簡単に述べる。そして、3節では本研究における2005年と2010年を基準年とする世代会計の推計結果を示すとともに、2005年から2010年における世代間不均衡の増大をもたらした要因について検討する。4節はむすびである。

2. 世代会計の基本的な考え方と推計の仮定（前提）、データ

2.1 世代会計の基本的な考え方

本研究で用いる世代会計の手法は基本的にはTakayama, Kitamura and Yoshida（1999）、吉田（2006）と同様の手法となっている³⁾。Takayama, Kitamura and Yoshida（1999）はKotlikoffらによる国際比較研究プロジェクト（Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz：1999）の一環として行われた研究であり、国際比較可能な形で行われた推計となっているというところに特徴がある。

世代会計では個人が政府に対して支払うものをすべて個人にとっての負担として考え、逆に個人が政府から受け取るものをすべて個人にとっての受益（便益）と考え、その一生涯にわたる負担と受益と差（純負担あるいは純受益）の割引現在価値を計算する。そして、政府の異時点間の予算制約式にもとづいて、現在世代は現行の財政・社会保障制度のもとで予想される純負担額以上の負担をしないものとし、その結果生じる潜在的債務はすべて将来世代が「追加負担」という形で負うと仮定することで将来世代が直面する生涯純負担額を計算する。このとき、現在世代（ゼロ歳世代）と将来世代との間の生涯純負担の差が世代間不均衡、いわゆる世代間格差となる。

ここで世代会計の基本式をまとめると次の通りである。

3) 本研究における世代会計の手法は吉田（2006）に大きく依拠している。また、本研究の世代会計は基本的には佐藤（2013）と同じものである。

$$\sum_{k=t-D}^t N(k) + \sum_{k=t+1}^{\infty} N(k) + W_t = \sum_{s=t}^{\infty} G_t P(s) \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{s-t} \quad (1)$$

$$N(k) = \sum_{s=\max(t,k)}^{\infty} T(s,k) P(s,k) \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{s-t} \quad (2)$$

$$T(s,k) = \sum_i^m h_i(s,k) \quad (3)$$

(1)式は政府の異時点間の予算制約式であり、現存する世代（現在世代）およびこれから生まれる世代（将来世代）によって行われる純負担の合計（の割引現在価値）に推計基準年 t 年における政府の純資産額を加えたものが、推計基準年以降の政府の消費支出の合計（の割引現在価値）をファイナンスするのに十分でなければならないということを示したものである。(2)式は k 年に生まれた世代の世代会計であり、(3)式は k 年に生まれた世代の s 年時点における1人あたりの純負担の定義式である。

ここで、記号の意味は次の通りである。

$N(k)$: k 年に生まれた世代の世代会計, W_t : 推計基準年 t 年における政府の純資産額 (= 資産額 - 負債額), G_t : 推計基準年 t 年における1人あたりの政府消費支出額, $P(s)$: s 年の人口数である。また, g : 経済成長率, r : 割引率 (利子率), D : 生存可能最大年齢 (寿命), $T(s, k)$: k 年に生まれた世代の s 年時点における1人あたりの純負担, $P(s, k)$: k 年に生まれた世代の s 年時点における人口数, $h_i(s, k)$: 第 i 番目の負担・受益項目に関する k 年に生まれた世代の s 年時点 (すなわち, $s-k$ 歳時点) における1人あたりの租税等負担 ($h > 0$) あるいは政府からの移転による1人あたりの受益 ($h < 0$)

2.2 具体的な推計の仮定 (前提)

本研究における具体的な推計の仮定, すなわち各世代の世代区分や負担, 受益としてカウントする項目, 人口動態, 年金改革の影響等に関する仮定 (前提) は次の通りである。

(世代区分)

世代区分は0歳から90歳まで5歳区切りとし, 各世代は94歳まで生存し, 95歳で死亡するものとした。

(負担, 受益項目)

各世代個人の負担項目 (政府の受取) としては「生産・輸入品に課される税」(固定資産税, その他の税 (消費税)), 「所得・富等に課される経常税」(労働所得分, 資本所得分), 「社会負担」(年金, 医療, その他), 「資本移転」(資本税 (相続・贈与税), その他の資本移転) を, 受益項目 (政

府の支払い)としては「現物社会移転以外の社会給付」(年金, 医療, その他), 「その他の経常移転」, 「現物社会移転」(医療, その他(教育など))をカウントすることとし, その他の項目については政府消費とみなした。すなわち, 本研究における世代会計は政府の支出のうち, 政府消費や政府投資については各世代個人の受益に算入しない, いわゆる世代会計の標準的手法にもとづくものとなっている⁴⁾。

なお, Takayama, Kitamura and Yoshida (1999), 吉田 (2006) では「現物社会移転」のうち教育費支出について, 政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースと政府の移転とみなし若年世代の受益として算入するケースの2通りが推計されているが, 本研究では政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースについてのみ推計を行っている⁵⁾。

(人口)

将来の人口推計については『日本の将来推計人口(平成24年1月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計を用いた。ただし, この将来推計人口は2110年までしか利用できないので, それ以降は定常状態になるものと仮定している⁶⁾。

(政府の純資産)

推計の基準年末時点における政府の純資産については一般政府の制度部門別勘定(ストック)を用いて「金融資産-負債」から求めた⁷⁾。

(年金改革の影響)

本研究における世代会計の作成にあたっては, 平成6年および平成12年年金改正による支給開始年齢の引き上げに伴う年金給付受取の減少, 平成16年年金改正による保険料水準の引き上げに

4) 政府消費や政府投資について各世代個人の受益に算入すべき, という指摘がないわけではない。たとえば『経済財政白書』による世代会計では政府消費, 政府投資を受益として算入している。しかしながら, 政府消費や政府投資による便益を「適切に世代間で配分する方法がない」(Auerbach, Gokhale and Kotlikoff, 1994)ということに加え, たとえばその金額を100%そのまま便益として考えてよいのか等の問題があるため本研究では個人の受益として算入しない。この点に関して, より詳しくは吉田(2008), および内閣府「世代会計専門チーム」第2回会合(2012年1月20日)における議論を参照されたい。

5) 佐藤(2013)では「現物社会移転」のうち教育費支出について, 政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースに加え, 政府の移転とみなし若年世代の受益として算入するケースについても世代会計の推計を行っている。

6) 2005年を基準年とする世代会計の推計においては『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計を用い, 2105年以降については定常状態になるものと仮定する。

7) 政府の資産として非金融資産も含めた場合には純資産(正味資産)はプラス(黒字)となるが, 麻生・吉田(1996)等でも指摘されているように, 公共の建設物や土地等を売却して支払いを行うことは, これらの(実物)資産から享受している受益水準が低下することになる。また, そもそも支払いの手段とすることは現実的ではない。そこで本研究でも先行研究に従い, これら非金融資産を含めずに金融資産のみを用いて純資産を計算する。

伴う年金負担増とマクロ経済スライドの導入に伴う年金給付受取の減少について、その影響を反映させている。具体的には、これらの改正に伴う支給額の減額率や保険料負担額の増加率を計算し、個々の世代の生涯純負担額を算出する際にその減額率や増加率を乗じるという形で反映させている。

(社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げの影響)

2012年8月10日、政府の社会保障と税の一体改革の一環として、消費税の引き上げに関する法案が成立し、現在5%の消費税は2014年4月1日から8%に、その後、2015年10月1日から10%に引き上げられることになっているが、本研究における世代会計の推計にあたっては、この消費税率引き上げの影響については考慮していない。

(経済成長率、割引率(利子率)に関する仮定)

本研究では経済成長率1.5%、割引率(利子率)5.0%を仮定している。

世代会計の推計結果は経済成長率、割引率(利子率)の仮定によって影響される。すなわち、世代会計は「すべての」将来世代の平均的な生涯純負担を計測することを目的とするので、経済成長率や割引率の選択はその結果を大きく異なるものとするが、いかなる経済成長率や割引率の選択が適切なのかという点についてはさまざまな議論があり、一義的な結論が得られているわけではない⁸⁾。しかしながら、Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999)をはじめ、標準的ケースとして経済成長率1.5%、割引率(利子率)5.0%を仮定することが少なくない。そこで本研究でも経済成長率1.5%、割引率(利子率)5.0%と仮定して世代会計の推計、分析を行うことにする⁹⁾。

2.3 推計の具体的な方法とデータ(資料)

推計の具体的な方法としてはこれまでの先行研究と同様に、最初に、推計の基準年における政府の収入と支出の一覧表を作成し、それを「全国消費実態調査」等の年齢階級別1世帯あたりのデータを用いて世代別に按分することによって年齢別の負担、受益を求めるという方法をとる。

具体的には、2010年を基準年とする世代会計については、内閣府「2010年度国民経済計算(2005年基準・93SNA)」の「制度部門別所得支出勘定」および「制度部門別資本調達勘定」による基準時点(2010年)における政府の収入と支出を、総務省『平成21年全国消費実態調査』『世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出』、厚生労働省『平成21年度国民医療費』『性、年

8) 詳しくは内閣府「世代会計専門チーム」第3回会合(2012年1月26日)におけるプレゼンテーション「成長率、利子率、人口動態と世代会計」を参照されたい。

9) 佐藤(2013)では経済成長率、割引率(利子率)の設定の違いが世代会計の推計結果に与える影響について感応度分析が行われており、より高い(低い)経済成長率の仮定はゼロ歳世代、将来世代ともにその生涯純負担額を大きく(小さく)し、世代間不均衡の程度は小さく(大きく)なる、また、より高い(低い)利子率の仮定はゼロ歳世代、将来世代ともにその生涯純負担額を小さく(大きく)し、世代間不均衡の程度は大きく(小さく)なるということが示されている。


年齢階級，診療種類別国民医療費及び人口一人当たり国民医療費，文部科学省「学校教育費」等を用いて，世代別に按分することによって年齢階級別（世代別）の負担，受益額を求めた。また，世代別に按分することが困難な項目については総務省『平成22年国勢調査』の年齢別の人口数を用いて各世代に均等に配分した¹⁰⁾。

将来の人口推計については，すでに述べた通り，『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計を用い，2110年以降については定常状態になると仮定している。

また，2005年を基準年とする世代会計の推計においては，上記と同様に，内閣府「2010年度国民経済計算（2005年基準・93SNA）」に掲載されている2005年の「制度部門別所得支出勘定」および「制度部門別資本調達勘定」を基礎として，これを『平成16年全国消費実態調査』，『平成17年度国民医療費』，『平成17年国勢調査』等を用いて世代別に按分することによって年齢階級別（世代別）の負担，受益額を求めている。将来の人口推計については『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計を用い，2105年以降については定常状態になると仮定している。

2.4 先行研究との比較

今回推計した世代会計の特徴をみるために，吉田（2006）の世代会計と同様に「2003年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）」，「平成11年全国消費実態調査」等のデータを用いて，2000年を基準年とする世代会計を推計した。その結果，ゼロ歳世代の生涯純負担額1,159万円，将来世代の生涯純負担額7,658万円，世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると560.7%，世代間不均衡の絶対額でみると6,499万円になるという推計結果を得た。

この推計結果は吉田（2006）による世代会計の推計結果と比べると，現存する各世代（現在世代）の生涯純負担額は全体的に低め（生涯純負担がマイナス，つまり生涯純受益になる世代の純受益額は高め）になり，将来世代が直面する生涯純負担額は低くなるという結果となっている¹¹⁾。その結果としてゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみた世代間不均衡は吉田（2006）の591.7%と比べると，本研究で用いる世代会計は560.7%と小さくなっているが，世代間不均衡の絶対額でみた場合は吉田（2006）が6,965万円に対して，本研究の世代会計は6,499万円となっており，大きな差はない。また， 1 をみる限り，本研究で用いる世代会計は吉田（2006）の世代会計をほぼ再現できているとみなして構わないと思われる。

10) 政府の収入と支出の具体的な年齢階級別の配分基準については吉田（2006）に負っている。

11) 吉田（2006）による推計結果は次の通り。ゼロ歳世代の生涯純負担額1,177万円，将来世代の生涯純負担額8,142万円。なお，吉田（2006）による推計結果はドルベースとなっているので，\$1=¥108.34（2000年平均）の為替レートで円ベースに換算している。

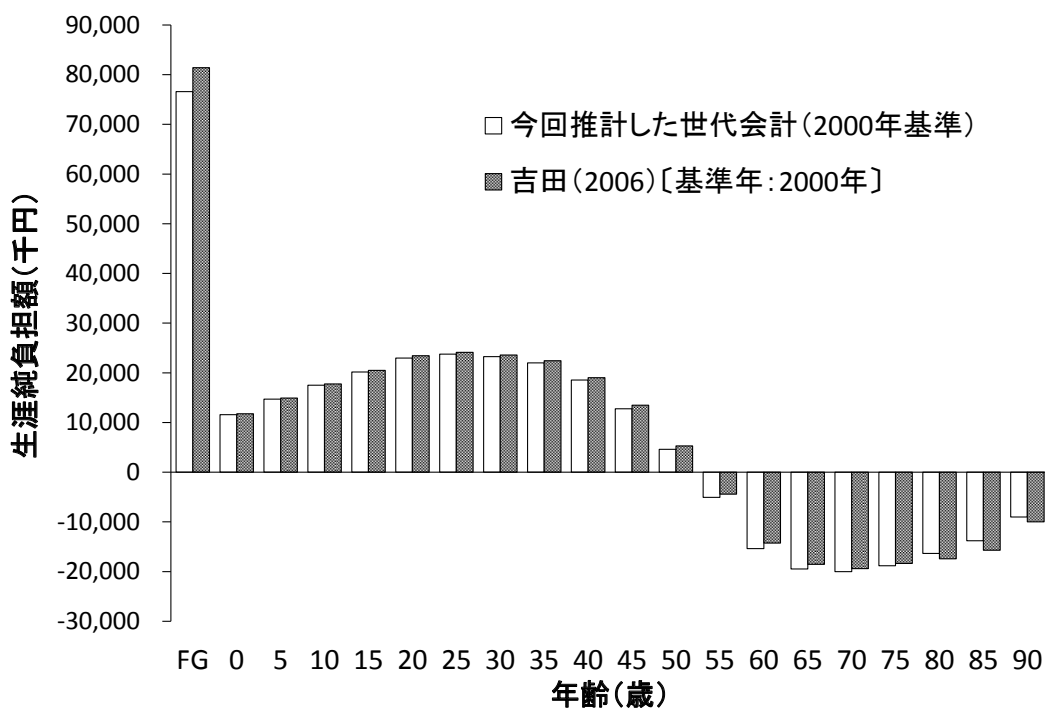


図1 今回推計した世代会計の特徴：先行研究との比較

(注)FGは将来世代を意味している。吉田(2006)による推計結果はドルベースとなっているので、\$1=¥108.34(2000年平均)の為替レートで円ベースに換算した。

3. 世代会計の推計結果：2005年と2010年の世代会計の比較

3.1 2005年と2010年の世代会計の比較

最初に本研究における2005年と2010年をそれぞれ基準年とする世代会計の推計結果についてみる(表1参照)。

いま表1の2010年を基準年とする世代会計の推計結果をみると、2010年におけるゼロ歳世代の生涯純負担額は823万円、将来世代の生涯純負担額は8,334万円で、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると912.4%、世代間不均衡の絶対額でみると7,511万円になることが明らかとなった。これは将来世代が現在世代(ゼロ歳世代)の約10倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

一方、2005年を基準年とする世代会計の推計結果をみると、2005年におけるゼロ歳世代の生涯純負担額は1,037万円、将来世代の生涯純負担額は7,141万円となり、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみると588.4%、絶対額でみると6,103万円と

表1 2005年と2010年の世代会計

(千円)

年齢	負担		受益		純負担	
	2005年	2010年	2005年	2010年	2005年	2010年
経済成長率	1.5%					
割引率 (利子率)	5.0%					
0	21170.5	20101.2	10797.7	11868.5	10372.7	8232.7
5	25046.0	23917.1	11690.0	13004.5	13356.0	10912.7
10	29257.7	28080.9	13233.0	14787.2	16024.7	13293.7
15	33567.8	32441.3	15063.2	16928.0	18504.6	15513.4
20	38015.1	37071.6	17157.9	19380.3	20857.2	17691.3
25	40353.3	39445.9	19255.6	21523.6	21097.6	17922.3
30	41250.8	40316.1	20845.2	23579.2	20405.6	16736.9
35	41042.1	39924.5	21642.6	23405.4	19399.5	16519.1
40	39312.7	38375.1	21913.0	22960.5	17399.7	15414.6
45	35909.0	35157.5	23291.2	24015.4	12617.8	11142.2
50	30450.6	30013.5	25798.5	26217.0	4652.1	3796.4
55	24076.9	23236.8	28979.9	29292.9	-4903.0	-6056.2
60	17268.0	16629.8	32591.3	32988.1	-15323.3	-16358.3
65	13084.0	12255.3	33245.6	34413.0	-20161.6	-22157.7
70	10325.1	9447.4	31200.0	32155.1	-20874.9	-22707.7
75	8234.8	7547.7	27256.8	28179.7	-19022.0	-20632.0
80	6149.5	5653.5	23331.7	23775.1	-17182.2	-18121.6
85	4472.4	4114.8	19727.1	19592.8	-15254.7	-15478.0
90	2487.1	2307.5	11970.9	11877.7	-9483.9	-9570.2
将来世代	-	-	-	-	71406.2	83344.8
世代間不均衡 (%)					588.4%	912.4%
世代間不均衡 (絶対額)					61033.5	75112.1

(出所) 筆者推計。

なっている¹²⁾。

したがって、この5年間でゼロ歳世代の生涯純負担額は214万円程度減少し、他方、将来世代が

12) 吉田 (2006) に示されている2000年基準世代会計の推計結果によれば世代間不均衡は591.7%であるから、本研究の推計結果 (588.4%) は、一見すると2000年時点に比べて2005年時点では世代間不均衡の程度は縮小しているように思われるかもしれないが、すでに述べた通り本研究における世代会計モデルを用いて2000年を基準年とする世代会計を試算したところ世代間不均衡は560.7%となった。したがって、2000年時点と2005年時点を比べると、この間、世代間不均衡は560.7% (2000年) から588.4% (2005年) と増大しているものと考えられる。

直面する生涯純負担額はおよそ1,200万円程度増大したことがわかる。また、この結果、世代間不均衡は（ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額のいずれにおいても）かなり大きくなっている¹³⁾。

3.2 世代間不均衡増大の要因

次に、この間における世代間不均衡の増大をもたらした要因は何か、という点について検討しよう。本研究における2005年基準世代会計と2010年基準世代会計の推計の違いは次の4点に集約できる。

- ①推計の基準年時点における政府債務残高
- ②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）
- ③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）
- ④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準

以下では、これら4つの違いが2005年と比較した2010年の世代間不均衡の増大にどの程度寄与しているのか考察する（表2参照）。

表2 世代間不均衡増大の要因

	基本ケース (2010年)	(千円)			
		2005年の 債務残高	2005年の 財政構造	平成18年 12月推計	平成16年 全国消費 実態調査
ゼロ歳世代の 生涯純負担額	8232.7	8232.7	9808.1	7924.5	8489.3
将来世代の 生涯純負担額	83344.8	78125.0	72451.0	88067.6	83423.3
世代間不均衡 (%)	912.4%	849.0%	638.7%	1011.3%	882.7%
世代間不均衡 (絶対額)	75112.1	69892.4	62642.9	80143.1	74934.0

(出所) 筆者推計。

3.2.1 推計の基準年時点における政府債務残高

推計の基準年時点における政府の純債務残高（負債－金融資産）をみると、2005年の413兆9,740億円に対して2010年は543兆3,701億円と、この5年間に政府の純債務残高は約129兆4,000億円増加している。推計時点における政府の純債務残高の増加は、それだけ将来世代が負担しなければな

13) なお、2005年と2010年の政府の純債務残高（＝負債－金融資産）は約414兆円（2005年）から約543兆（2010年）と、この5年間におよそ129兆増加しているにすぎない。しかしながら、世代会計でみると、この間に世代間不均衡は588.4%（2005年）から912.4%（2010年）へとかなり増大していることがわかる。

らない債務が増大したということであり、その分だけ将来世代の生涯純負担額は増大し、世代間不均衡は拡大することになると予想される。

そこで、この推計基準年における政府の純債務残高の違いの影響についてみるため、2010年時点の政府の純債務残高を2005年時点と同額とした場合の世代間不均衡を推計した。この場合、現在世代の個々の世代の生涯純負担額に変化は生じないが、基準時点における政府の純債務残高が減少したことにより、潜在的な政府債務の額は約1,796兆円から約1,667兆円へと減少し、その結果、将来世代の生涯純税負担額は7,813万円に減少した。これに伴い世代間不均衡の大きさは849.0%（絶対額でみると6,989万円）に縮小した。

すなわち、推計の基準年時点における政府の純債務残高の増加によって世代間不均衡は63.4パーセント・ポイント増大しているということがわかる。

3.2.2 推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）

2010年と2005年の政府の支出と収入を比べると、この間、支出が12兆8,508億円増加したのに対して、収入は3兆1,897億円減少している（表3参照）。その結果、収入と支出の差は、もとも

表3 一般政府の収入と支出：2005年，2010年

(10億円)

	政府の支出		政府の収入		変化（2005→2010）	
	2005	2010	2005	2010	政府の支出	政府の収入
所得支出勘定						
【第1次所得の配分勘定】						
財産所得（支払）	9028.1	9959.7			931.6	
生産・輸入品に課される税（受取）			42286.5	39852.5		-2434.0
補助金（支払）	3176.3	3184.7			8.4	
財産所得（受取）			8740.9	7059.1		-1681.8
【所得の第2次分配勘定】						
現物社会移転以外の社会給付（支払）	56606.4	66765.5			10159.1	
その他の経常移転（支払）	5592.8	8003.6			2410.8	
所得・富等に課される経常税（受取）			41675.4	37583.1		-4092.3
社会負担（受取）			53216.5	57125.8		3909.3
その他の経常移転（受取）			1712.6	1184.2		-528.4
【現物所得の再分配勘定】						
現物社会移転（支払）	50858.2	54715.8			3857.6	
【所得の使用勘定】						
現実最終消費（現実集合消費）	41609.9	40591.0			-1018.9	
資本調達勘定						
総固定資本形成	17951.7	15903.7			-2048.0	
固定資本減耗	-13808.4	-14353.4			-545.0	
在庫品増加	92.8	-15.0			-107.8	
土地の購入（純）	2031.4	1713.6			-317.8	
資本移転（受取）			6284.4	7921.9		1637.5
資本移転（支払）	5035.1	4555.9			-479.2	
合計	178174.3	191025.1	153916.3	150726.6	12850.8	-3189.7

（資料）内閣府『国民経済計算確報（平成22年度）』フロー編「制度部門別所得支出勘定」、「制度部門別資本調達勘定」にもとづいて作成。単位：十億円。

と24兆2,580億円の支出超過（2005年）であったが、これが2010年には40兆2,985億円の支出超過と、約1.7倍に拡大している。

これは2005年単年の1人あたりの年齢別の負担額、受益額、純負担額と2010年単年の1人あたりの年齢別の負担額、受益額、純負担額を比較してもわかる（図2、図3参照）。2005年と2010年とを比べると、負担額についてはほとんどすべての年齢で減少し、受益額についてはほとんどすべての年齢で増加している（しかも、高年齢以降の受益額の増大幅は顕著である）。その結果、当然のことながら、純負担額はほとんどすべての年齢で減少している（純負担額についても、高年齢層の純負担額の減少幅は顕著である）。

世代会計では、基準時点における年齢別の負担、受益構造が今後も変化しないものとの前提に立って将来の政府の受取額（収入）、支払い額（支出）が算出されることになる。したがって、宮里（2010）でも指摘されているように、基準となる年の収入・支出構造の違いは世代会計の推計結果に大きな影響を及ぼすことになる。

このような初期時点における財政構造の違いによる影響をみるために、推計基準年における財政構造（政府の支出と収入）を2005年のものに置き換えて再推計したところ、潜在的な政府債務の額は約1,796兆円から約1,389兆円に減少し、ゼロ歳世代の生涯純負担額が981万円に増加する一方で、将来世代の生涯純負担額は7,245万円に減少した。これに伴い、世代間不均衡の大きさは

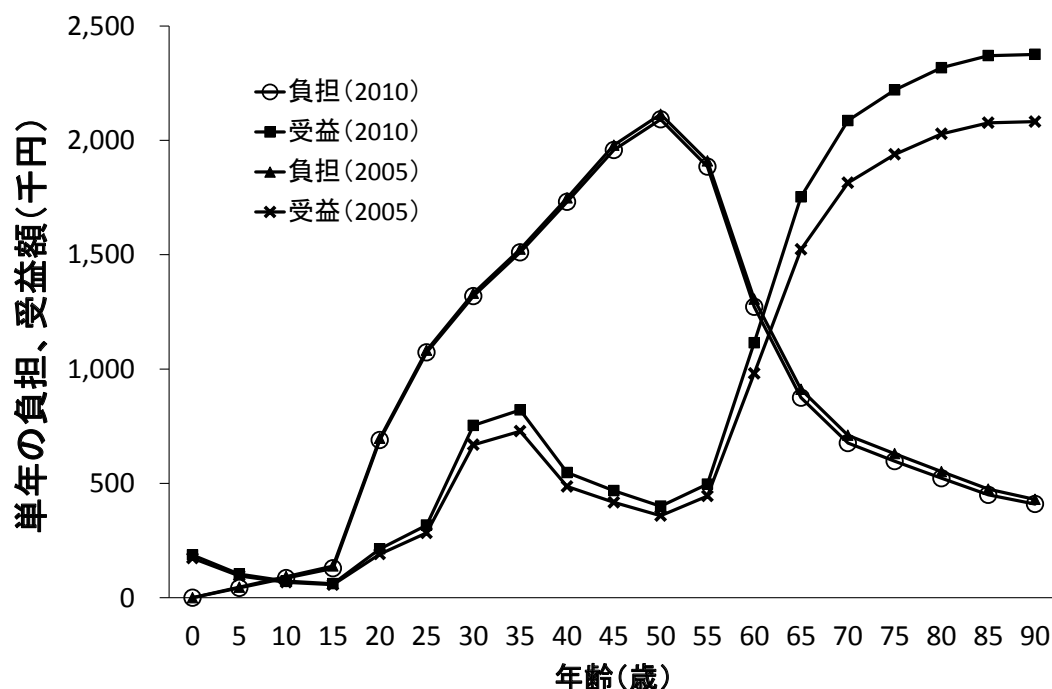


図2 1人あたりの年齢別の負担額と受益額：2005年（単年）と2010年（単年）との比較（出所）筆者推計。

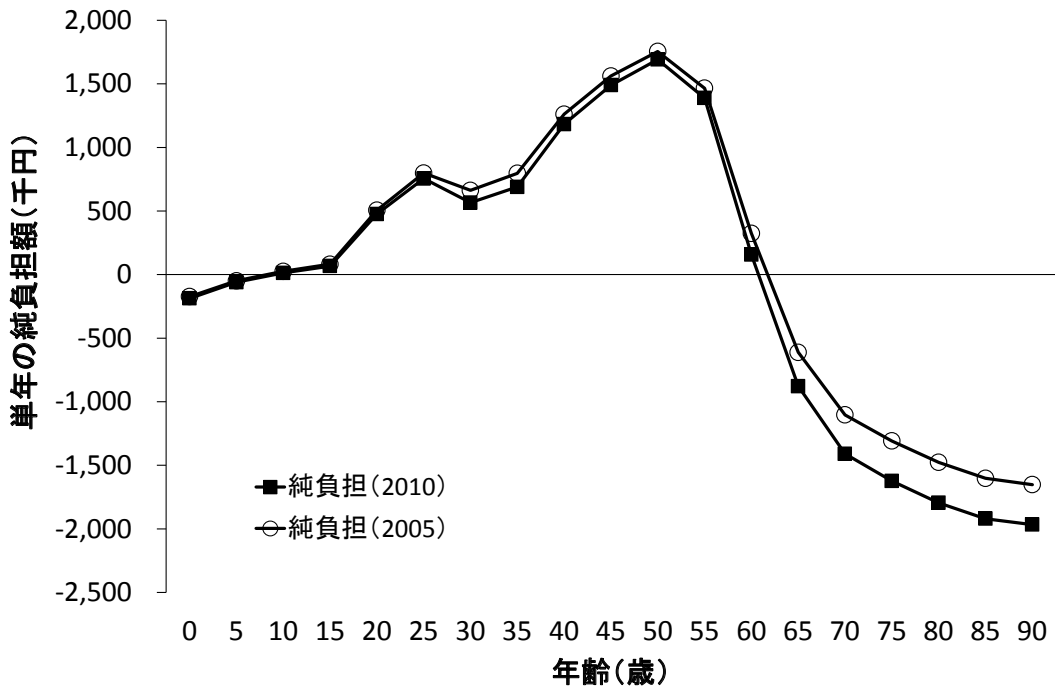


図3 1人あたりの年齢別の純負担額：2005年（単年）と2010年（単年）との比較
 (出所) 筆者推計。

638.7%（絶対額でみた場合は6,264万円）に縮小した。

したがって、推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の変化によって世代間不均衡は273.7パーセント・ポイント増大しているということがわかる。

3.2.3 将来の人口動態に関する仮定（将来推計）

2005年基準世代会計と2010年基準世代会計の推計では将来の人口動態に関する前提も異なっている。2005年基準世代会計の推計においては『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』が用いられている。そこで、将来の人口動態の想定の違いによる影響について考察するため、2015年以降の人口動態に関する想定として『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』ではなく『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』を用いて、再推計を行った。

その結果、ゼロ歳世代の生涯純負担額が792万円へと減少した一方で、将来世代の生涯純負担額は8,807万円と増加し、これに伴い、世代間不均衡の大きさは1,011.3%（絶対額でみた場合は8,014万円）と、世代間不均衡の大きさはゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額ともに増大した。

すなわち、将来の人口動態に関する仮定（将来推計）は世代間不均衡を98.9パーセント・ポイ

ント改善させているということである。

この主な理由は平成18年12月推計と比べて平成24年1月推計では将来の出生推移（出生率）に関する想定が高くなっていることから将来における人口高齢化の程度が低くなっていることである¹⁴⁾。すなわち、高い出生率の想定は将来時点の高齢者人口の増加をもたらすことになり、将来時点における高齢世代向けの支出の増大を招き、それに伴い負担も増加させることにつながるが、一方、高い出生率の仮定は将来時点での総人口数の増加をもたらすため、相対的にみた高齢者人口の増大に伴う負担増の影響は小さくなる。

3.2.4 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準

2005年基準世代会計と2010年基準世代会計とに残されたもう一つの違いは、各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いである。2005年基準世代会計では『平成16年全国消費実態調査』のデータを用いて各負担・受益項目の配分を行っているが、2010年基準世代会計では『平成21年全国消費実態調査』を用いている。

そこで、配分基準の違いによる影響について考察するために『平成16年全国消費実態調査』による配分基準を用いて再推計を行ったが、『平成16年全国消費実態調査』を使用した場合と『平成21年全国消費実態調査』を使用した場合とでは、2010年単年の1人あたり負担・受益額あるいは純負担額には、30歳および35歳の受益額が増加している点を除けば、それほど大きな違いはみられない（図4、図5参照）。そのため、ゼロ歳世代の生涯純負担額は849万円と若干増加したものの、将来世代の生涯純負担額は8,342万円であり、『平成21年全国消費実態調査』を用いた場合とほとんど違いは生じなかった（ゼロ歳世代、将来世代以外の他の年齢層の世代でもその違いは小さかった）。

また、世代間不均衡の大きさは882.7%と（912.4%から）若干縮小したものの、絶対額でみた場合は7,493万円とほとんど変化はなく、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率でみた世代間不均衡の縮小はゼロ歳世代の生涯純負担額が増加したことによるものということができよう¹⁵⁾。

-
- 14) 合計特殊出生率の推移に関して、平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計）では2010年から2014年まで、2012年の1.37を除き、概ね1.39で推移し、その後2024年の1.33に至るまで緩やかに低下し、以後やや上昇して2030年の1.34を経て2060年には1.35へと推移すると仮定されているのに対して、平成18年12月推計（出生中位（死亡中位）推計）では、2005年の実績値1.26から2006年に1.29となった後、2013年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて2030年の1.24を経て、2055年には1.26へと推移すると仮定されている。この結果、高齢化のピークは平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計）が41.3%（2081年）であるのに対して、平成18年12月推計（出生中位（死亡中位）推計）では42.3%（2071年）となっている。
- 15) 各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いによる世代間不均衡の大きさの変化は29.7パーセント・ポイントにすぎない。

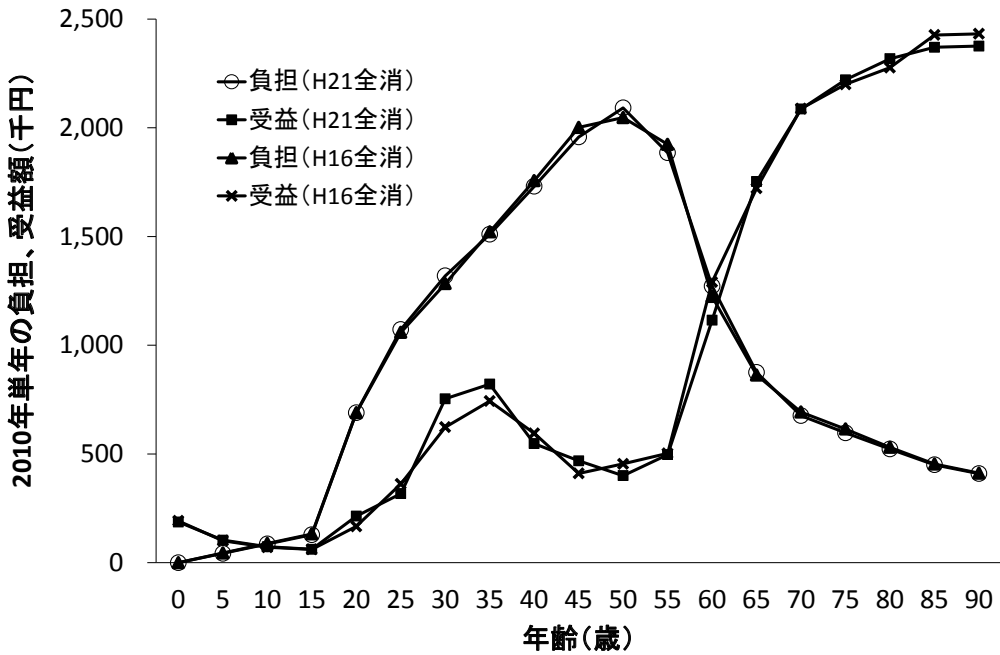


図4 分配基準の違いによる2010年単年の1人あたり負担、受益額の比較
(出所) 筆者推計。

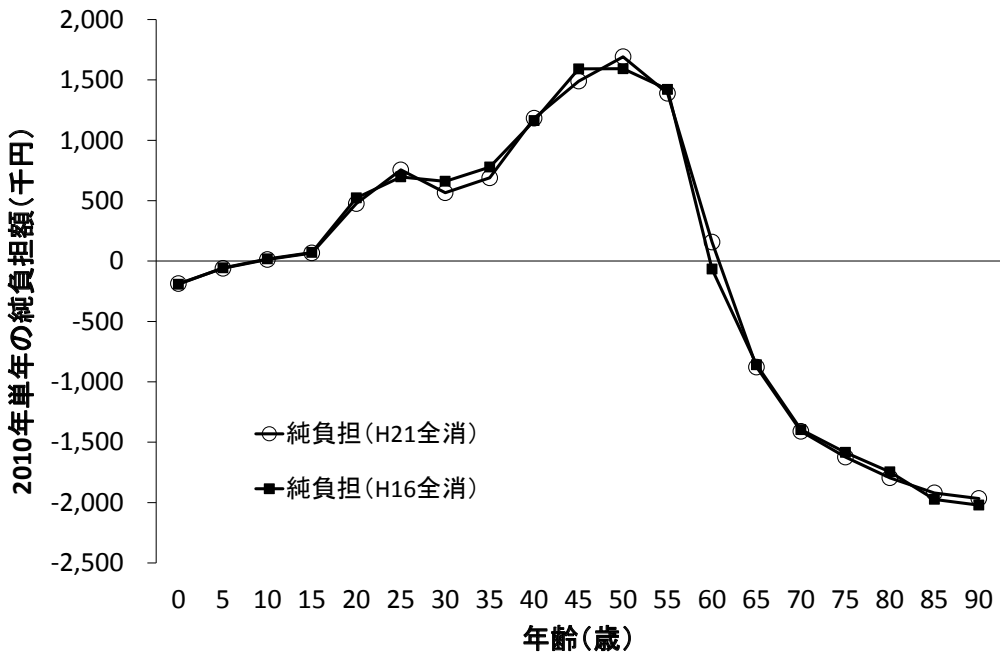


図5 分配基準の違いによる2010年単年の1人あたり純負担額の比較
(出所) 筆者推計。

4. おわりに

4.1 本研究のまとめ

本研究では2010年を基準年とする世代会計の推計を行い、それを2005年の世代会計と比較した。その結果、この間、政府の純債務残高は約414兆円（2005年）から約543兆（2010年）と、およそ129兆増加しているにすぎないが、日本の世代間不均衡は588.4%（2005年）から912.4%（2010年）へとかなり増大したことが明らかとなった。

そこで本研究では次にこのような世代間不均衡増大をもたらした原因について検討するために①推計の基準年時点における政府債務残高、②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）、④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の4つの要因がそれぞれこの間の世代間不均衡の増大にどの程度寄与しているのかについて考察を行った。

その結果、以下のことが明らかとなった。

第一に、①推計の基準年時点における政府債務残高の違い、④各負担・受益項目の世代間配分に用いる配分基準の違いの2つの要因が世代間不均衡に及ぼした影響は大きくなく、この間の世代間不均衡増大に大きな影響を及ぼした要因は②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の違い、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）の違いの2つである。

第二に、この間の世代間不均衡増大に大きな影響を及ぼした要因のうち、③将来の人口動態に関する仮定（将来推計）の違いは、世代間不均衡を縮小するように寄与している。

つまり、以上の結果から、この5年間における世代間不均衡の増大をもたらした大きな要因は②推計の基準となる年の政府の収入と支出（財政構造）の違いであるということがいえるということである。

4.2 留意点

以上の分析から明らかなように、この間の世代間不均衡増大の主な要因は「財政構造」、すなわち世代会計推計の基準となる年の政府の収入と支出構造の変化、具体的には支出超過額の増大にあるということであるが、次の点については留意が必要である。

2005年と2010年のそれぞれの年の政府の収入と支出を比べると（表3を参照）、収入面では「社会負担」（年金保険料や健康保険料、介護保険料、雇用保険料等のいわゆる社会保険料負担に相当）の項目で増加しているものの、「生産・輸入品に課される税」（消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税など）、「所得・富等に課される経常税」（所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等）の項目で減少しており、収入面全体としては3兆1,897億円の減少となっている。他方、支出面では「現物社会移転以外の社会給付」（高齢年金などの「現金による社会保障給付」、適格退職年金などの「年金基金による社会給付」、生活保護などの「社会扶助給付」など）、および「現物社会移転」（医療保険給付、介護保険給付のほか、教育経費（人件費、教科書購入費等）など）の項目で大きく増加しており、支

出面全体としては12兆8,508億円の増加となっている。

すなわち、個々の世代の側の視点からみたとき、年金、医療等の社会保障負担が増えたが、所得税、消費税等の租税負担は減少しており、負担全体としては減少している。他方、年金、医療、介護等の受取り（給付）は増加している、ということであり、この社会保障負担の増加と年金、医療、介護等の受取り（給付）の増加は、この間における人口の高齢化の進展の結果であると考えられることから、この間における「財政構造」、すなわち世代会計推計の基準となる年の政府の収入と支出構造の変化は人口の高齢化という「人口」構造の変化によって生じたものであるということができ、その意味で実は世代間不均衡増大の「真」の原因は人口構造の変化、つまり少子高齢化であるということがいえるのかもしれないということである。この点については別の機会にあらためて論じることにしたい。

参考文献

- Anderson, Barry and James Sheppard (2009), "Fiscal Futures, Institutional Budget Reforms, and Their Effects: What Can Be Learned?" *OECD Journal on Budgeting*, Volume 2009/3, pp.7-117.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Volume 5, Cambridge, MA: The MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1994), "Generational Accounting: A Meaningful Way to Evaluate Fiscal Policy," *The Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, Iss.1, pp.73-94.
- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.) (1999), *Generational Accounting around the World*, Chicago: The University of Chicago Press.
- European Commission (1999), *Generational Accounting in Europa* (European Economy, Reports and Studies, No.6).
- Takayama, Noriyuki, Yukinobu Kitamura and Hiroshi Yoshida (1999), "Generational Accounting in Japan," in Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999), pp.447-469.
- 麻生良文・吉田浩 (1996) 「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャル・レビュー』第39号, pp.1-31.
- 日高政浩・勝見博・若林芳雄・新井孝一・田辺喜彦・倉地靖博 (1996) 「世代会計による高齢化社会の社会保障政策の評価—受益と負担の世代間負担」, 経済企画庁経済研究所。
- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1996) 「財政赤字と世代会計」『フィナンシャル・レビュー』第39号, pp.64-87.
- 経済企画庁 (1995) 『経済白書 (平成7年版)』。
- 増島稔・島澤諭・村上貴昭 (2009) 「世代別の受益と負担～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」, ESRI Discussion Paper Series, No.217.

- 増島稔・田中吾朗（2010）「世代間不均衡の研究Ⅰ～財政の持続可能性と世代間不均衡～」, ESRI Discussion Paper Series, No.246.
- 宮里尚三（1998）「世代間再分配政策と世代間負担」『季刊社会保障研究』（国立社会保障・人口問題研究所）, 第34巻第2号, pp.203-211.
- 宮里尚三（2010）「1990年代の世代間再分配政策の変遷—世代会計を用いた分析」, 内閣府経済社会総合研究所（企画・監修）, 井堀利宏（編集）『財政政策と社会保障』, 慶應義塾大学出版会, pp.253-275.
- 内閣府（2001）『経済財政白書（平成13年版）』。
- 内閣府（2003）『経済財政白書（平成15年版）』。
- 内閣府（2005）『経済財政白書（平成17年版）』。
- 内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）編（2011）「経済社会構造に関する有識者会議 ワーキング・グループ中間報告」。
- 佐藤康仁（2008）「世代会計による日本の世代間不均衡」『経済政策ジャーナル』第5巻第2号, pp.43-46.
- 佐藤康仁（2011）「世代間均衡の回復と世代間利害調整の必要性」『経済政策ジャーナル』第8巻第2号, pp.87-90.
- 佐藤康仁（2013）「2010年の日本の世代会計」東北学院大学社会福祉研究所（編）『福祉社会論 人間の共生を考える—多文化共生とは何か・パート2』（東北学院大学社会福祉研究所研究叢書Ⅸ）, pp.123-141.
- 島澤諭（2013）『世代会計入門：世代間格差の問題から見る日本経済論』日本評論社。
- 鈴木玲子（1999）「個人別世代会計による受益と負担の分析：世代間移転構造からみた財政の問題点」, JCER Discussion Paper, No.59.
- 吉田浩（1995）「世代会計によるアプローチ」『ESP』, No.277, pp.35-39.
- 吉田浩（2006）「世代間不均衡と財政改革—世代会計アプローチによる2000年基準推計結果」, 高山憲之・斎藤修（編）『少子化の経済分析』東洋経済新報社, pp.173-196.
- 吉田浩（2008）「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」, 貝塚啓明+財務省財務総合政策研究所（編著）『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社, pp.257-296.